

## 本日の会議に付した事件

令和3年第2回山元町議会臨時会  
令和3年4月27日（火）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 提出議案の説明  
日程第 4 報告第 3号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）  
日程第 5 報告第 4号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）  
日程第 6 報告第 5号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）  
日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例等の一部を改正する条例）  
日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）  
日程第 9 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（山元町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）  
日程第 10 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）  
日程第 11 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度山元町一般会計補正予算・専決第7号）  
日程第 12 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算・専決第1号）  
日程第 13 承認第 10号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算・専決第1号）  
日程第 14 議案第 28号 山元町災害援護に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 15 議案第 29号 令和3年度山元町一般会計補正予算（第1号）  
日程第 16 議案第 30号 令和3年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）

---

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから令和3年第2回山元町議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、8番遠藤龍之君、9番岩佐孝子君を指名します。

---

議長（岩佐哲也君） 日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

会期は本日1日限りに決定しました。

---

議長（岩佐哲也君） これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。

議長諸報告を終わります。

---

議長（岩佐哲也君） 日程第3．提出議案の説明を求めます。

この際、今臨時会に提出された議案等13件を山元町議会先例66番により一括議題とします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。改めて、おはようございます。

それでは、提案理由を申し上げます。

本日、ここに令和3年第2回山元町議会臨時会が開会され、各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係についてであります。報告第3号から第5号の専決処分の報告については、頭無西牛橋線道路改良工事及び一般国道6号と町道（仮称）新浜諏訪原線との交差接続工事に関する令和元年度契約について、施工内容や数量等に軽微な変更が生じたことに伴い、変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

次に、急施専決処分に係る承認議案について申し上げます。

承認第4号については、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、山元町町税条例等の一部を改正し、今年4月1日から施行する必要があったこと、承認第5号については、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正し、今年4月1日から施行する必要があったこと、承認第6号については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の施行に伴い、山元町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正し、今年4月1日から施行する必要があったこと、承認第7号については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免等についての通知に基づき、新型コロナウイルス感染症に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正し、今年4月1日から施行する必要があったことから、専決処分をしたものであります。

承認第8号については、令和2年度山元町一般会計補正予算（専決第7号）であります。今回の一般会計補正予算は、年度末を迎え決算額が確定した地方交付税や地方消費税交付金等の国・県交付金等について、既定予算額との差額分を計上するとともに、震災復興交付金基金の廃止に伴い、基金を全額取り崩し、震災復興基金へ新たに積み立てたほか、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金について、各種事業実績等に基づく財源内訳の変更等を補正予算として専決処分したもの、承認第9号については、令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）であります。高額療養費等の実績額確定に伴う保険給付費を補正予算として専決処分したもの、承認第10号については、令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）であります。保険料の収納額確定に伴う納付金を補正予算として専決処分したものであり、議会の承認を求めらるるものであります。

次に、予算外の議決議案についてであります。議案第28号山元町災害援護に関する条例の一部を改正する条例については、福島県沖地震被害への拡充支援を図るとともに、近年の災害に伴う被害程度及び近隣市町の状況に合わせた見舞金制度の見直しについて、所要の改正を行うため、議会の議決を求めらるるものであります。

続きまして、補正予算関係議案についてであります。議案第29号令和3年度山元町一般会計補正予算（第1号）（案）については、コロナ感染症対策事業に係る生活関連支援として、まん延防止等重点措置に伴い、在宅勤務や外出自粛を余儀なくされた住民生活支援のため、一般家庭用水道料金の基本料金を2カ月分減免する家庭用水道料金減免事業等を計上したほか、事業者関連支援としては、特措法に基づく県からの協力要請に応じ、営業時間の短縮に全面的に協力した接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等を計上しております。

また、福島県沖地震の被災者に対する町独自支援として、住家被害に対する損害見舞金のほか、住宅再建を支援するための支援金支給事業、瓦屋根改修補助金を計上しております。

以上、ただいま申し上げました歳出予算に見合う財源としては、国・県支出金を増額し、最終的な財源調整として財政調整基金の取崩しを増額した結果、今回の補正額は、約2億2,000万円を増額するものであります。

次に、議案第30号令和3年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてであります。コロナ感染症対策支援に係る家庭用の水道料金減免及び事業者等への支援金に要する経費として、収益的収入及び支出を約1,500万円増額するものであります。

以上、令和3年第2回山元町議会臨時会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課長等に説明をさせますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）以上で提出議案の説明を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）ここでカメラ移動のため、暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

---

午前10時16分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（岩佐哲也君）日程第4．報告第3号を議題とします。

本件について報告を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。それでは、報告第3号令和2年度 社総交（復興）請2号 頭無西牛橋線道路改良工事請負契約の変更についてご説明いたします。

地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものでございます。

配布資料No.1をご覧ください。

特に変更のあった部分に関してご説明いたします。

初めに、3、契約金額についてですが、原現契約額8,872万5,670円に対しまして238万4,470円の減額となり、8,634万1,200円、2.69パーセントの減となります。

5番の工事の概要、7番の変更理由につきましては、原契約は、残土処理工について土砂運搬距離11.5キロメートル以下ボリューム、運搬土量が1,640立米となっておりましたが、残土運搬土量の変更はございませんが、運搬距離が4.0キロメートル以下となりました。その理由につきましては、当初設計よりも近接地で運搬先を調整することができましたことから運搬距離を減工したものととなります。

以上で報告第3号の報告を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）報告第3号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第5．報告第4号を議題とします。

本件について報告を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。それでは、報告第4号令和2年度 社総交（復興）請3号 頭無西牛橋線道路改良工事請負契約の変更についてご説明いたします。

地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものでございます。

配布資料No.2をご覧ください。

特に変更のあった部分に関してご説明いたします。

初めに、3、契約金額について、原契約額6,013万7,000円に対しまして281万9,300円の減額となります。変更額といたしましては5,731万7,700円、4.69パーセントの減となります。

5番の工事の概要、7番の変更理由につきましては、原契約は仮設工、交通管理工、交通誘導員の人数が212人を計上しておりましたが、変更後は90人と減工となったものです。その理由につきましては、交通管理工、交通誘導員において近接工事との工程調整により人数を減工したものととなります。こちら近接工事といたしましては、同一業者でございまして、施工時期、搬入時期等を調整した結果、交通誘導員の実績人数が90人となったものでございます。

以上で報告第4号の報告を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）報告第4号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第6．報告第5号を議題とします。

本件について報告を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。それでは、報告第5号一般国道6号と町道（仮称）新浜諏訪原線との交差接続工事に関する令和元年度契約の変更についてご説明いたします。

地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものでございます。

配布資料No.3をご覧ください。

特に変更のあった部分に関してご説明いたします。

初めに、3番、契約金額についてですが、原契約額1億8,345万1,400円に對しまして159万9,400円を減額し、1億8,185万2,000円、0.87パーセントの減となります。

5番の工事概要、7番の変更理由に關しましてご説明します。原契約、変更契約、共に交差接続工一式となります。その変更理由につきましては、国と町との間で施工年度調整を行った結果、各工種における数量を実績に合わせ見直したものになります。

以上で報告第5号の報告を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）報告第5号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第7．承認第4号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、承認第4号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、山元町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

それでは、資料No.4条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され4月1日から施行されたことに伴い、山元町町税条例等の一部を改正したので承認を求めるものでございます。

主な改正内容ですが、まずは、この条例は大きく2条立てで構成されております。要点を絞りご説明させていただきます。

初めに、第1条による改正ですが、1点目としまして、政令の改正に合わせ均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直し、年齢、16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ると改めるものです。

次に、2点目のセルフメディケーション税制の延長、いわゆる医療費控除特例についてですが、期限を令和9年度まで5年延長するものです。

次に、3点目の固定資産税に係る特例規定の延長については、市価が下落した場合などの固定資産税の特例期限を令和5年度まで3年延長するものです。

次に、4点目の軽自動車税種別割の税率の特例の延長については、種別割のグリーン化特例のうち50パーセント軽減及び25パーセント軽減の対象を営業用乗用車に限定し、令和3年4月から令和5年3月までに取得した分を追加することで期限を2年間延長するものです。

次に、5点目の東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の延長については、住宅用地としての特例を令和8年度まで5年延長するものです。

次に、6点目の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例の延長については、令和3年3月31日までに入居した場合、本来は令和4年から13年間控除の対象となり最終年度が令和16年度となりますが、最終年度を1年延長し、令和17年度とするものです。

続いて、第2条による改正については、通算法人について当初の外国税控除に変動が生じた場合の処理を規制するものについて、項ずれを改めるものですので、この点については説明を省略させていただきます。

施行期日については、概要の裏面に記載のとおりとなっております。

以上で承認第4号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから承認第4号専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第4号は原案のとおり承認されました。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第8．承認第5号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、承認第5号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

それでは、資料No.5 条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が3月31日に公布され4月1日から施行されたことに伴い、山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正したので承認を求めるものでございます。

改正内容ですが、課税免除の適用期間である期限を令和6年3月31日までとし、3年間延長するものです。

施行期日については、令和3年4月1日から施行となります。

以上で承認第5号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから承認第5号専決処分の承認を求めることについて（山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第5号は原案のとおり承認されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第9．承認第6号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、承認第6号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、山元町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

それでは、資料No.6 条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が3月31日に公布され4月1日から施行されたことに伴い、山元町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正したので承認を求めるものでございます。

改正内容ですが、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもってその効力を失い、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことか

ら係る措置を講ずるものです。

具体には、第1条において、「過疎地域自立促進特別措置法第31条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条」に改め、第2条においては、「過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税法の課税又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第1号イ」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税法の課税又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第1号イ」に改めるとともに、第2条内において文言の整理を行うものです。

施行期日ですが、令和3年4月1日から施行とし、経過措置として、この条令の施行前に課税免除を受けたものについては、改正後の条例に基づき課税免除を受けたものとみなすとするものです。

以上で承認第6号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから承認第6号専決処分の承認を求めることについて（山元町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第6号は原案のとおり承認されました。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第10．承認第7号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、承認第7号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、新型コロナウイルス感染症に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

それでは、資料No.7条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税の減免等について）が3月12日に厚生労働省保険局国民健康保険課から通知されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に伴う山元町国民健康



保険税の減免に関する条例の一部を改正したので承認を求めるものでございます。

改正内容ですが、附則に新型コロナウイルス感染症に伴う山元町国民健康保険税の減免の対象については令和3年度分に限るものと明記するとともに、読替え規定を設けるものです。

施行期日ですが、令和3年4月1日から施行となります。

以上で承認第7号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから承認第7号専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第7号は原案のとおり承認されました。

---

議長（岩佐哲也君）ここで説明員の入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

---

午前10時39分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（岩佐哲也君）日程第11．承認第8号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、承認第8号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

令和2年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

1枚、おめくり願います。

専決処分書でございます。令和2年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので、地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分しております。財源調整等、必要最小限の範囲で補正予算として令和元年3月31日付で昨年度内に専決処分を行ったものでございます。

さらに、もう1枚おめくり願います。

令和2年度山元町一般会計補正予算・専決第7号でございます。

まず、今回の補正の規模は、歳入歳出それぞれ13億7,837万2,000円を増額し、総額を165億8,475万3,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正と併せまして、地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算につきまして主なものをご説明いたします。

13ページをお開き願います。

まず、各款において財源内訳の変更を行っておりますが、こちらにつきましては、主に国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした各事業における精算により財源の充当、変更をしているものや補助金などの実績額の確定によるものでございますので、説明を省略させていただきます。

第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目財産管理費でございますが、積立金について13億8,108万5,000円を計上しております。こちらにつきましては、震災復興交付金基金が令和3年3月31日で廃止となるため、国に返還する分について震災復興基金に積み立てるとともに、令和2年度中に全国の皆様からいただいた震災復興関係の寄附金を積み立てるものでございます。

次に、第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費につきましては、個人番号カード交付事業負担金の額が確定したことに伴い、202万円を減額するものでございます。

続きまして、15ページをお開き願います。

第6款農林水産業費第2項林業費第2目林業振興費といたしまして、146万6,000円を増額しております。こちらにつきましては、国からの森林環境譲与税が増額されたため森林環境整備基金に予算積立てをするものでございます。

次に、15ページから16ページにかけまして、第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費といたしまして215万9,000円を減額しております。こちらにつきましては、貸付けを見込んでいた奨学金について、貸付実績がなかったこと及び奨学金の返還による3月末時点での回収額が確定したことによるものでございます。

次に、17ページをお開き願います。

第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費、第2項農林水産業施設災害復旧費及び第4項文教施設災害復旧費につきましては、昨年秋の大雨による被害及び今年2月の地震被害に関する災害復旧に関して国庫補助や地方債の額が変更になったことなどに伴い、財源について内訳の変更をしたものでございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

次に、歳入予算につきまして主なものをご説明いたします。

8ページをお開き願います。

8ページから10ページの第10款地方特例交付金までにつきましては、国・県の各種譲与税や交付金の年度末における確定、精算に伴い、それぞれ増額または減額しているものでございます。

続きまして、10ページでございますが、第11款地方交付税でございます。9億2,214万5,000円を減額しております。こちらにつきましては、地方交付税の算定が終了し、交付金額が確定したことに伴うものでございます。そのうち、特別交付税は

1億5,222万7,000円の増額、震災復興特別交付税は10億7,437万2,000円を減額しております。その主な要因でございますが、特別交付税につきましては、昨年秋の大雨に関する災害関連経費などによる増額でございます。震災復興特別交付税につきましては、現年の交付額と過年度分の精算による返還額が相殺されたことや事業費の精算、さらには、繰越事業に係る交付がなかったことなどに伴い減額となっているものでございます。

続きまして、第15款国庫支出金でございますが、国からの補助金や委託金の額の確定により、それぞれ増額または減額しているものでございます。なお、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保に係る補助金として4,250万円を増額しております。

11ページをお開き願います。

第16款県支出金第2項県補助金第6目教育費県補助金でございますが、県からの補助金の額の確定により増額しているものでございます。

第18款寄附金第1項寄附金第1目寄附金でございますが、44万4,000円を増額しております。こちらにつきましては、それぞれの目的により受け付けた寄附金を計上しているものでございます。

続きまして、第19款繰入金第2項基金繰入金第1目基金繰入金でございますが、2億1,897万3,000円増額しております。

まず、財政調整基金繰入金でございますが、10億5,177万3,000円を増額しております。こちらにつきましては、震災復興特別交付税について国への返還用のものや繰越事業に関して年度内に交付がなかったことなどが主な要因でございます。

次に、奨学金繰入金でございますが、歳出予算でご説明したとおり、奨学金の貸付実績に基づき取崩しを減額するものでございます。

また、震災復興交付金基金繰入金でございますが、震災復興交付金基金が令和3年3月31日で廃止となることから、残額について基金の取崩しを行うものでございます。

次に、第21款諸収入第3項貸付金収入第1目貸付金収入につきましては、歳出予算でもご説明いたしましたが、奨学金の貸付回収金の確定に伴い45万9,000円減額しているものでございます。

12ページをお開き願います。

第5項雑入第4目過年度収入でございますが、こちらは東部地区における過年度の事業の実績確定に伴い負担金の返還があったものでございます。

第22款町債第1項町債第9目災害復旧債につきましては、歳出でもご説明いたしましたが、国庫補助対象事業費の変更などに伴い増額するものでございます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

続きまして、議案書5ページのほうをお開き願います。

地方債の補正でございます。変更の内容といたしましては、公共土木施設単独災害復旧事業については限度額を8,880万円に増額するもの、公共土木施設補助災害復旧事業については限度額を9,270万円に減額するもの、農林水産業施設単独災害復旧事業については限度額を1,510万円に増額するもの、農林水産業施設補助災害復旧事業については限度額をゼロにするもの、公立学校施設補助災害復旧事業については限度額を3,060万円に減額するもの、一般単独災害復旧事業については限度額を6,560万円に増額するものでございます。

起債の方法、利率や償還の方法につきましては、変更はございません。  
以上が補正予算の内容となります。よろしくお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。質疑ありませんか。  
9番岩佐孝子君。

9番（岩佐孝子君）はい。歳入の11ページ、21款の諸収入の中の奨学金貸付回収金なんです  
が45万9,000円、何名の未納があるのか、その辺、教えてください。何名が未回  
収で何名、納入しているのか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお答えになりますけれども、対象者が29  
名おりました。貸付金の回収対象者29名で、全く納入がなかった方が、このうちの7  
名となっております。以上です。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

9番（岩佐孝子君）はい。その7名っていう方は、7名の内訳なんですけど、今回、今年度初めて  
なのか。それとも、何年間か未回収なのか。その辺、お尋ねします。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。ただいまのお答えになりますけれども、個人差がありますの  
で、貸付けしてから全くない人も、若干名ですが、おりますけども、前までは回収して  
たんですけども滞ってる方もいらっしゃいますので、個人個人に状況が違うというよう  
な状況になっております。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい。そうしますと、7名のうち1回も支払いをしていないという方は、い  
ないということで捉えていいんでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。ちょっとだけお時間いただいていいですか。確認します。（「ち  
ょうど1時間だから休憩したらいいべや」の声あり）

---

議長（岩佐哲也君）では、ここで暫時休憩とします。再開は11時5分とします。

午前10時54分 休 憩

---

---

午前11時05分 再 開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（岩佐哲也君）先ほどの9番岩佐孝子君の奨学金返還に関する質問に対する回答から始めた  
と思います。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。お時間をいただきましてすいませんでした。  
一度も償還してない方は1名となっております。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい。今年度ですね、昨年から高校卒業しても、大学卒業しても、なかなか  
職に就けないで、コロナの関係とかがあって、そういう方がいらっしゃるようなんです  
けど、それに対する対応とかは考えられたったのでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのご質問ですけれども、個別に償還の相談には  
応じておりまして、減額するなり、そういったことにはこちらでも対応しているところ  
であります。ですが、コロナ禍にもありながら繰上償還なさる方もいらっしゃいますの  
で、個別で状況が違うのかと感じております。以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑ありませんか。

8 番（遠藤龍之君）はい。コロナ対応なんですけど、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の取り組みについて、今回どのように対応されているのかも併せてお伺いします。

議 長（岩佐哲也君）何ページのどこの項目、款項目で言うと。

8 番（遠藤龍之君）全部、全部。全予算にわたって。説明で明確に新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金及び云々かんぬんについて専決処分したものと。いろいろ、歳入にいろいろあるでしょう。

議 長（岩佐哲也君）特に10ページのあたりかな。10ページの歳入の部分かな。（「町長の説明要旨」の声あり）ああ、町長の説明要旨なの。

8 番（遠藤龍之君）説明要旨の中で説明、言ってんだから、当然、誰答えつかとかって、答えられる人に答えていただければいいんです。まあ、財源、どういうふうに、そのね。んだら、ほったら、その内訳、どうなってるの、何々さ使ったのかとかね。が対応つつうことになっと思っただけど。

議 長（岩佐哲也君）保健福祉課長かな。

8 番（遠藤龍之君）保健福祉課長は、ちゃんと別に名目あつぺや。そっちは新型コロナウイルスの接種体制つつうことでの補助金ということで明快なんだよ。これは、今、言ってる…、これ書いたの誰なの、んで。書いた人、説明してください。書いた人つつうのもうまくねえか。町長説明書。

議 長（岩佐哲也君）議案第8号のこの中じゃなくて、町長説明要旨の中のあれですかね。

8 番（遠藤龍之君）はい。とりあえずや、とりあえず。だから、この内訳について、この内訳がこの予算書のどこに示されているのかということが、最終的な結論ですね。（「衛生費しか出てこない」の声あり）質疑。

議 長（岩佐哲也君）今は第8号の補正予算の中身について話してるんですが、質疑してるんですが、この中についてちょっと絞って質疑していただだけませんか。

8 番（遠藤龍之君）ああ、分かった、分かった。これは……

議 長（岩佐哲也君）今、第8号。

8 番（遠藤龍之君）分かった、分かった。ああ、承認8号だべ。

議 長（岩佐哲也君）の中身。

8 番（遠藤龍之君）んだ、承認、ほんでは全部、俺、読むからね、んでね。「承認8号については、令和2年度一般会計専決7号でありますけど、今回の一般」、あ、こいつ承認8号だべ。この承認8号のどこにこの新型コロナ対応型つつうのがあんのかっていうことをだから聞いてんの。2ページのとこ、全部読むと、「承認8号については、令和2年度」、これは令和2年度だべ。

議 長（岩佐哲也君）町長要旨、町長要旨の中の話してんだね、今ね。

8 番（遠藤龍之君）何言ってんの、議長。

議 長（岩佐哲也君）どれ、どういう……。 （「10ページの歳入の財源振替をしたので、その財源、何の財源に充てたのかっていう話をいただければ」の声あり）

8 番（遠藤龍之君）私の質問、おかしいですか、議長。

議 長（岩佐哲也君）いやいや、そこがちょっと理解できなかった。どこに書いてあるやつを言ってるのか。そういうことで今、確認した。

8 番（遠藤龍之君）俺まで戻ってしまったべ、なんか。専決……。俺が言ってること、間違ってるのかと。（不規則発言あり）

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今回の新型コロナウイルスの臨時交付金の関係の財源内訳の変更ということでございますけども、具体的に申し上げてまいりますと、「どこどこに充てて、あと、総額何ぼでどこどこに充ててんのかというような」の声あり）議案書の13ページ、歳出のほう、ご覧いただきたいと思いますが、まず、第2款総務費第4項選挙費、こちらにつきましては、投票所の感染防止の事業のほうの関係でございます。また、第3款民生費第1項社会福祉費関係でございますけれども、こちらは第4目の障害福祉費のほうで在宅障害関係の支援の事業のほうを行っております。

ページのほうをおめくりいただきまして、14ページをご覧いただきたいと思いますが、第3款民生費第2項児童福祉費の第1目児童福祉総務費につきましては、ひとり親世帯の生活支援、また、新生児の特別定額給付金事業を行っております。また、第3目保育所費につきましては、令和元年度の保育料の還付等の事業を行っております。

続きまして、第4款衛生費第1項保健衛生費第4目母子保健費につきましては、母子保健衛生等の関係の事業のほうを行っております。また、同じく第7目健康増進費につきましては、フラワースマイル事業、また、介護予防支援事業等を行っております。

15ページでございますが、第4款衛生費第1項保健衛生費第9目上水道管理費でございますが、こちらは家庭用水道料の減免等の事業を行っております。

また、第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費につきましては、イチゴ産地化の拡大形成施設ですとか、あるいは、持続化支援事業は観光イチゴ農園の次期作等の支援事業、こちらのほうを行っております。

第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費につきましては、商業協同組合の商品券事業、あるいは、地域経済回復等の商品券配布と持続化の事業のほうを行っております。

また、第9款消防費第1項消防費第4目災害対策費、こちらにつきましては、避難所の感染対策等の器材の配備等を行っているところでございます。

第10款教育費第2項小学校費、第3項中学校費等々ございますけれども、こちらは……、給食費の補助事業、あとこちら……（議長、8番）の声あり）

議長（岩佐哲也君）まだ説明あるけど、いいですか。

8番（遠藤龍之君）はい。ちょっとね、質問の答え、なってないです、さっきながら、聞いてつと。整理する意味で、確認する意味で、発言させてください。

議長（岩佐哲也君）すいません。では。

8番（遠藤龍之君）はい。今の説明ね、マイナスのほう、多いんでないですか、今の、全部、言ってるの見とね。これは、で、そもそも目的からね、確認しますか。新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、これは地方を助ける、支援する意味での交付金ということで、臨時だね、まず、大変だべということでコロナ対応等とね。それで、こういう金を出すから、どうぞ、皆さん、役に立つように使ってください、地方の皆さんということで出されている交付金じゃないですか。そこのところから確認します。私の理解でいいかどうか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、今回のほう、新型コロナウイルスの感染症の対応、経済的支援、あるいは、家庭への支援といった形での補助金、交付金という形でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。そういうことだから、財源変更つつうのは、私のほうの理解がうまくなかったかと思えます。国県支出金がマイナスになって、財源内訳で一般財源に譲った

ということですね。という理解でいいんだよな。俺は逆に取ってたんだけども。まず、その理解でいいかどうかです。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。基本的にはそのような形になるんですが、事業化の中で当初想定していたよりも費用かかった分について、余った分をそちらに回したりという形で、臨時交付金の中で事業全体の、例えば、今回であれば4億何がしという交付金、来ておるんですけども、中で各事業を割り振って行ったということで、今回、精算という形で行ったものでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の全体を示していただければということだったんだけども、さっきの言ってもなかなか。だから、今、4億云々という数字、出したよね。だから、山元町に4億だったら4億、振り当てられたんだけんと、割り当てられて、そのうちの今回はこういうのに使いましたというような形で整理して説明していただくと、非常に分かりやすいということで、こまいのほういいです。

というのと、この件については、4億というのが、まず、その辺の交付の総額の確認とそれらの対応、全部この中で使ったのかね。それとも、まだ使い余って、そして、次年度に、次回に回そうとしてんのかとかっていうね。っていうのは、この繰越しつつうか、もう認められたとか何とかという、4月1日の通知つつうのがあったと思うんですけども、そういったものの対応もされているのかどうかということも併せて、含めての対応についてですね、お伺いいたします。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今回のコロナ関係では、3回にわたって交付がありまして、総額で4億6,493万円、限度額という形で交付が来ております。そのうち令和2年度中の予算につきましては、4億4,993万円、こちらを予算化しておりまして事業化しておりまして、残り1,500万円、こちらにつきましては、本省繰越というような形で国のほうに繰越しをお願いしておりまして、こちら1,500万円については令和3年度の予算ということで、令和3年度の当初予算のほうで今回、事業者への水道料の支援という形での予算化を計上していたところでございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この国の動きの中で、さらに膨れ上がるという、額が上がるという動きというのはないの。その4月1日の通知つつうの、どういう、ただ繰越しを許可するというだけの内容になっているのか。何かこれを見つと、4月締切りとかっていうふうな文言、表現もあるようなんだけんとも。また交付申請すればというような意味の捉え方なのかね。俺も、さっとしか見てないからあれなんだけんとも、どういう中身なのか。まだ余裕があるよと、また申請、んだから、4億以上の申請枠まだあつから、あつからって、国で持ってつから、あなたたち、手を挙げてどんどんと申請すれば、また対象の事業がありますよとあって、そういうあれではなくて、4億つつうのがもう最終の額っていうことになってるという受け止めなんですか、どうか、その辺の確認。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。現状、国から示されてる金額は、先ほど申し上げた4億6,493万円ということで、今後、ちょっと国のほうでどういう動きされるのかっていうところあるんですけども、現状では先ほど申し上げた金額でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。4月1日の令和3年度、あ、これはいいんだな。はい、分かりました。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから承認第8号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度山元町一般会計補正予算・専決第7号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第8号は原案のとおり承認されました。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第12. 承認第9号を議題とします。

本件について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。承認第9号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算を地方自治法の規定により専決処分したので、これを報告し承認を求めるものであります。

1枚おめくりください。

専決処分書でございます。

令和2年度山元町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、急を有するので地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分しております。

さらにもう1枚おめくりください。

令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算・専決第1号でございます。歳入歳出予算の補正についてですが、今回の補正の規模は、歳入歳出それぞれ2,437万4,000円を追加し、総額を18億229万8,000円とするものであります。

6ページをお開きください。

歳出予算からご説明いたします。

第2款保険給付費第1項療養諸費第1目一般被保険者療養給付費につきましては、医療機関へ支払う給付費が不足したため755万円を、第2目退職被保険者等療養給付費につきましては、退職者1名分の給付費が発生したため1万6,000円を増額、第2款保険給付費第2項高額療養費第1目一般被保険者高額療養費につきましては、入院診療の増に伴い2,189万6,000円を増額したものであります。

なお、その他の歳出予算の補正額につきましては、事業確定に伴い減額補正をしたものであり、第2款総額で2,437万4,000円を増額補正したものであります。

続きまして、上段、5ページの歳入予算をご覧ください。

第4款県支出金第1項県補助金第1目保険給付費等交付金につきましては、歳出の実績確定に伴い2,437万4,000円を増額したものであります。

以上、今回の補正予算・専決第1号の内容となります。ご承認いただきますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。



---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから承認第9号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算・専決第1号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第9号は原案のとおり承認されました。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第13、承認第10号を議題とします。

本件について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。承認第10号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算を地方自治法の規定により専決処分したので、これを報告し承認を求めるものであります。

1枚おめくりください。

専決処分書でございます。

令和2年度山元町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、急を有するので地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分しております。

さらにもう1枚おめくりください。

令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算・専決第1号でございます。

まず、歳入歳出予算の補正についてですが、今回の補正の規模は、歳入歳出それぞれ154万円を追加し、総額を1億7,855万8,000円とするものであります。

5ページをお開きください。

歳入予算からご説明いたします。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料第1目特別徴収保険料につきましては、収納見込額の増により360万8,000円を増額、第2目普通徴収保険料につきましては、収納見込額の減により206万8,000円を減額し、総額で154万円を増額したものであります。

続きまして、下段、6ページの歳出予算をご覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金第1目保険給付費等交付金につきましては、保険料後期高齢者医療広域連合へ納付するための納付金154万円を増額したものであります。

以上、今回の補正予算・専決第1号の内容となります。ご承認いただきますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから承認第10号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算・専決第1号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第10号は原案のとおり承認されました。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第14．議案第28号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。それでは、議案第28号山元町災害援護に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

配布資料№8条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございます。令和3年2月の福島県沖地震被害への拡充支援及び近年の災害に伴う被害程度に合わせた見舞金制度の見直しに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

1、主な改正内容につきましては、（1）過去の支給実績や近隣市町の状況から見直すものであります。第1条及び第3条から第6条につきましては、災害救助法の適用を受けない町弔慰金制度の廃止、第7条、第8条につきましても、同じく法の適用を受けない負傷見舞金について廃止を行うものであります。

補足になりますが、ここ数年、弔慰金、負傷見舞金の支給実績がないことや県内4市9町の状況を見たときに市・町単独の弔慰金または負傷見舞金は少数の自治体であり、損害見舞金では、当町のように世帯員の数に応じた見舞金支給を行っている自治体はないことを確認しております。また、現制度は昭和53年から施行している制度であり、この古い制度を見直し、近年の地震や風水害の発生状況から、住家被害に対する支援制度を手厚くすることを目的としております。

（2）条例施行規則の被害の程度の見直し、見舞金を一定額に引き上げるものです。

裏面をご覧ください。

施行規則の別表、町見舞金制度の表となります。現行が上段となります。先ほど説明させていただいた内容により、下記のとおり町弔慰金、負傷見舞金を廃止、損害見舞金

については、生計維持者、世帯員と金額を分けていたものを世帯当たりの定額支給に見直し、2月の地震においても件数が多かった被害程度、準半壊等、こちらを10パーセントから20パーセント未満の被害程度区分とし、改めて新設し3万円の見舞金を支給するものです。半壊・半焼につきましては、被害の程度が20パーセント以上だったものを20パーセントから50パーセント未満とし、金額を3万円から5万円に引き上げ、全壊・全焼につきましては、被害の程度が70パーセント以上であったものを50パーセントに引き下げ、金額を5万円から7万円に引き上げるものです。このほか、住宅に対する町独自の支援金、改修事業を新設し、地震被害に遭われた方の一日も早い復旧を後押しするものとしております。

表面にお戻りください。

2、施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和3年2月13日、地震の発生日から適用するものです。また、施行前に発生した自然災害及び火災は、従前の例によるものとします。

以上、議案第28号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番岩佐孝子君。

9番（岩佐孝子君）はい。今回、見直しをしまして準半壊というのを入れていただきましたし、あとは、支援内容も少しはよくなったのかなというふうに思いますけれども、ここ数年来、災害が、あまり大きな災害がなかったがために、災害弔慰金は支給されなかったものと思われまふ。で、先ほどの説明の中で、隣接市町村、近隣市町村でそういうものがなかったからというような説明があったんですけども、これは、やはり町独自のものであっていいものだと私は思っております。そういうことからしたならば、やはり死亡なり、あとは行方不明の方々、負傷の方々にも、幾ばくかなりの支援をしてもいいのではないかなというふうなことで今、質問しております。以上です。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。ここ数年、災害がなかったという話をいただきましたが、東日本大震災の際は、災害救助法のほうで弔慰金等見舞金制度というのが出ております。災害が大きくなればそちらが適用になるということと、あと、近隣市町の状況を見ますと、見直しをしているところもあったり、あと制度がなかったりというところで、実際、損害見舞金のほうに重きを置いてですね、ほかの市町村も設定しておりますので、そういった形で今回、見直しさせていただいております。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

9番（岩佐孝子君）はい。東日本大震災のように大きな災害であれば、国なり、県なりということがありますが、あまり大きくななくてもですね、今回のように国からもほとんど支援をいただけないというような状況であれば、やはりそういうところに目を向けるべきではないかなって。弱者って呼ばれるようなの方々、保険を払って、今、生命保険とかに入ってるんじゃないですかというふうなことも聞きますが、それにさえも入れない方がいらっしゃると思うんです。やっぱり町の対応が少しでも温かいものであれば、町民はちょっと安心できるのではないかなというふうな思いから質問をさせていただいてますが、その辺について、町長、検討はしなかったんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど来から課長のほうで条例の見直しの中で、あるいはまた、議員

からのお尋ねの中でお話ししておりますとおりが基本でございます。

私から付け加えるとすれば、確かに議員のような考えもこれは大事にしたい点もございますけれども、やはりこの種の制度というのは、社会経済情勢の変化ですね、こういうものに即した見直しというのが基本的に必要なんじゃないかなというふうに思っております。大きな意味では、国の災害弔慰金ですね、担当課長から申しあげましたように、東日本大震災というふうな部分で国の大きな制度の中での対応。議員の言われたような各自治体、基礎自治体ごとでのきめ細やかなというふうな部分も、これも大事にしないといけない部分かというふうに思いますけれども、先ほど言いましたように、高度経済成長なり、低成長といいますか、安定経済成長といいますか、あるいは、いろんな意味での暮らし向きが変わってきているというふうな中で、こういう弔慰なり、お見舞い、そういうのをいかに講じていくべきかというふうな点については、やはりその時々状況に応じてしかるべき見直しをしていかななくちやないのかなというふうに思っております。

行政をやっている中で、やはり一定程度は周辺なり県内自治体等の均衡バランスというふうなものもございますし、あるいは、議員、ありました保険の加入ですね。生命保険などは、今、ちなみに、約8割を超える方が加入をされてるというふうな状況もございますし、損害保険などについては、まだこれからという部分もございます。ちなみに、議員にも全協で触れたかというふうに思いますが、地震保険については、全国トップの加入率、宮城県は52パーセントということでございます。これはいわゆる共済の保険は含まない形が52パーセントでございますので、共済保険も含めた地震保険は、これに十数パーセントぐらいプラスされるような見方がございますので、実質、65パーセント以上は、宮城県の場合、入ってるんじゃないかなというふうに推定されるわけでございますけれども、そういうふうなことも勘案しながらですね、町としては今回、総合的なといいますか、そういう判断をさせていただいたというふうなところでございます。

9番（岩佐孝子君）はい。ただいまは丁寧なる説明をいただきました。五十何パーセント、60パーセント、いろんな方々が保険に入ってるということですが、上を回って歩きますと、今回、被災を受けた方々、高齢者の世帯が多いです。そして、息子、娘のところについていうところもできないんだということで、どうにかできないものだろうか。自助努力はしている方々は保険もかけてると思います。で、共助で隣近所というふうなことで、労力も提供していただいています。ところが、それでさえも追いつかないということで、やはりそこは公助ではないでしょうか。もう少し温かい心を持って、精度の高いものを求めておきます。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ございませんか。

11番（菊地康彦君）はい。今のも関連するわけですが、今の話の中で、今回の諸事情が変更されてるということですので、今後、また状況、変われば、こういった弔慰金だったり、負傷見舞金、こういったものも改正することもあり得るということで理解してよろしいでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答え申し上げます。

今回の場合については、ご案内のとおり、震源地に近い本町が県内でも相当な割合で被災を受けた、住家被害を受けているということでございますので、やはり一定規模の

災害が発生した場合については、やはり一定程度こういう、この支援策を講じていく必要があるのかなというふうに思っております。国のほうでもこの災害救助法なり、あるいは、被災者生活支援の中には一定の被災規模に鑑みてという、そういう基本的な考えの下にこの種の支援策を講じておりますので、我が町としても、そういう考えを基本にしてですね、その時々被災状況、これを検討する中で必要な支援策を措置してまいらなければならないというふうに考えております。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第28号山元町災害援護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第15．議案第29号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、議案第29号令和3年度山元町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ2億2,024万8,000円を増額し、総額を78億9,765万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうから説明いたします。

議案書の6ページをお開き願います。

初めに、第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費といたしまして、602万円を増額しております。コロナ禍における子育て支援策として、国の特別定額給付金の対象とならない基準日以降に出生した新生児の保護者を対象に10万円の給付金を支給するものでございます。

次に、第3項災害救助費第1目災害救助費といたしまして6,938万2,000円を増額しております。こちらにつきましては、県が実施する被災者住宅再建支援金に加え、県の支援制度では対象とならない被災者への町独自の支援金を支給するとともに、町の条例に基づく損害見舞金を支給するものでございます。財源は、一部県支出金でございます。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第9目上水道管理費といたしまして2,212万円を増額しております。こちらにつきましては、コロナ感染症の拡大防止のため、在

宅勤務や外出自粛を余儀なくされた住民生活支援のために、一般家庭用水道料金の基本料金を2カ月間減免するとともに、コロナ禍における経済支援策として、事業収入が減少した企業や個人事業者等に対し6カ月分の水道基本料金の全額と従量料金の一部に当たる金額を支援金として交付するものであり、水道事業会計への補助金を計上するものでございます。財源は、一部国庫支出金及び県支出金でございます。

次に、第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費といたしまして、4,340万6,000円を増額しております。こちらにつきましては、特別措置法に基づく県からの要請に応じ、営業時間の短縮に全面的に協力した接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店に対し協力金を交付するものでございます。財源は、県支出金でございます。

議案書の7ページをお開き願います。

第8款土木費第4項住宅費第2目住宅安全対策費といたしまして、7,200万円を増額しております。こちらにつきましては、国の補助制度を活用し、地震により被害を受けた瓦屋根について、耐震・耐風基準を満たすための改修工事に要する費用に対して補助するものでございます。財源は、一部国庫支出金でございます。

次に、第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費といたしまして、732万円を増額しております。こちらにつきましては、コロナ感染症拡大による減収で日々の生活に困窮している奨学生に対し、緊急支援金を給付するものでございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

続きまして、歳入予算につきましてご説明いたします。

議案書5ページをお開き願います。

第15款国庫支出金及び第16款県支出金でございますが、先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容でございます。

第19款繰入金でございますが、財源調整のため財政調整基金を取り崩しております。以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

以上が今回の第1号補正予算の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

9番岩佐孝子君。

9番（岩佐孝子君）はい。7ページの10款の19節扶助費ですが、奨学金の緊急支援、非常にいいことだと思うんですけども、先ほど該当者二十何名とおっしゃってましたけども、この高校生と大学生、何名ずつなのか、教えていただきたいと思えます。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。お答えいたします。

先ほどの29名については、町の奨学金を借りてた方の人数となっております。現在、町の奨学金の利用者としてはゼロ名となっております。

今回の予算については、高校生が46名、大学生が100名、そのほか、育英基金とかの奨学金を受けてる方、高校生、大学生等も含めてですけども、24名を見込んでおります。以上です。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほか質疑ありませんか。

1番（伊藤貞悦君）はい。7ページの教育費の今の19でございますが、基本的に町からの奨学生はゼロ、いわゆるその他の公の機関から借りている人になると思えますが、詳細な項目で、山元町に住所がある通学またはその保護者というふうな形になると思えますが、

基本的に、例えば、単位の修得率がどうか、それから、評定平均値がどうか、そういうふうな具体的な条件が付加されるのかどうか。

それから、これは多分1年で3万円とか5万円とかというふうなことになると思いますが、本当にそれだけで足りるのかどうか。これを、3万円、5万円を導いてきた根拠となるものは何だったのか、お示しいただければと思います。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。ただいまの単位の関係ですけれども、単位については、こちらではそれは支給の要件とはいたしておりません。あくまでも給付、また、貸与の奨学金を借りてる方、受けてる方が対象となっております。昨年度ですね、高校生までは2万円、大学生等は3万円にしておりましたが、今年度はコロナ禍がちょっと長引いているということもありまして、若干でありますけれども、増額したということでもあります。金額については、確かに1回限りとなっておりますので、十分な額ではないかとは考えておりますが、学生支援機構のほうでは、昨年度から給付型の奨学金等も開始しておりますことでもありますので、ただ、十分な額ではないかとは考えておりますが、予算の範囲内ということとなっております。以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい。分かりました。なるほど、3万円、5万円、一時的でも助かるんだろうと思いますが、そのほかに、山元町に住居のある者、保護者が住まってる者というふうな多分、条件があったと思いますが、これは兄弟何人いても1人につきというふうに、いわゆる1人につき幾らというふうに解釈してよろしいのかどうか。それについてはいかがでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。お答えいたします。

ただいまのお尋ね、議員がおっしゃるとおり、兄弟の人数に関係なく、奨学金の貸与、給付を受けている場合は該当となることとなります。以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい。最後に。

その金の使い道ですが、生活費に使おうと、それから、住宅資金に使おうと、それについては、内容的にはやぶさかではないというふうに判断してよろしいのかどうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。そちらの用途については、こちらでは問いませんので、何に使っていただいても結構であると考えております。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから議案第29号令和3年度山元町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐哲也君）日程第16．議案第30号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第30号令和3年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

初めに、1ページ、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款水道事業収益1項営業収益において650万円の減額措置をしております。内訳として、新型コロナウイルス感染症対策支援事業として家庭用の水道料基本料金2カ月分の減免を実施するため、1,850万円を減額するものです。

また、当初予算においては、事業用減免として1,200万円の減額を予定しておりましたが、減免から支援金に変更して対応するため、予算の組替えを行うものです。

次に、2項営業外収益において2,212万円の増額措置をしております。感染症対策支援事業として家庭用の水道料基本料金の減免に要する経費及び事業者支援の追加経費として一般会計からの補助金を措置するものであります。内訳として、水道料金の基本料金減免分として1,850万円を、減免に伴う軽費として62万円を、事業者等水道料金支援に要する経費として300万円を措置するものです。

次に、支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用4目総掛費の62万円の増額は、家庭用水道料金減免に伴う対応経費となります。

次に、3目雑支出であります。当初、減免を予定しておりました事業者向け支援を支援金として対応するため、1,500万円を措置するものです。

それでは、最初のページにお戻りください。

第2条予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款水道事業収益を1,562万円増額し、総額4億4,541万1,000円とするものです。支出、第1款水道事業費用1,562万円増額し、総額3億8,391万1,000円とするものです。

次に、第3条、予算第9条第5号の水道料金の減免に要する経費を1,200万円から1,912万円に改め、6号として水道料金の支援に要する経費1,500万円を加えるものです。

以上で議案第30号の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。―― 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

---



議 長（岩佐哲也君）これから議案第30号令和3年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回山元町議会臨時会を閉会とします。

午前11時58分 閉 会

---